

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター  
造林木等販売競争参加資格審査要領

平成20年 4月 1日  
(20森林整管第54号)

最終改正：令和4年10月3日(4森林整管第239号)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの造林木及び育林木（以下「造林木等」という。）の販売契約に係る競争参加資格審査に関する事務の取扱いについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林総研第56号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（13森林総研第86号。以下「契約規程」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター造林木等販売契約事務取扱要領（20森林整管第38号）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(競争参加資格の設定及びその公示)

第2条 森林整備センター所長（以下「センター所長」という。）は、契約規程第6条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定及び資格の基本となるべき事項並びに資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示は、特別の事情がある場合を除き、定期審査を行う最初の事業年度の開始1か月前までに行うものとする。

2 前項の公示は、センター所長の指定する場所に掲示して行うものとする。

(資格の審査)

第3条 競争参加資格の審査は5事業年度に1回の定期の審査を行うものとし、必要と認めるときは、随時の審査を行うものとする。

(有資格者等)

第4条 前条及び第17条の規定により資格を有すると認められた者を競争参加の資格を有する者（以下「有資格者」という。）とする。

2 前項の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度から5年間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

3 本要領と同様の資格を有する国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争に参加する資格（以下、「国有林野参加資格」という。）の登録を受けている者を競争参加の資格を有する者とする。

(有資格者としない者)

第5条 整備局長は、次の各号に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としないものとする。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(有資格者としないことがある者)

第6条 整備局長は、次の各号の一に該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）を、その事実があった後3年間に有資格者としなないことができる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (3) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(有資格者名簿)

第7条 整備局長は、第4条第1項の規定による有資格者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を、別紙第1号様式により作成するものとする。

2 整備局長は、他の整備局長が作成した有資格者名簿に登録された者を、当該整備局長が作成した有資格者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができる。

(有資格者名簿の公表)

第8条 整備局長は、前条の規定による有資格者名簿を、別紙第2号様式により、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するものとする。

(資格審査の結果通知)

第9条 整備局長は、特別の事情がある場合を除き、定期の審査にあつては年度開始前に、随時の審査にあつては審査後速やかに、資格がある場合は別紙第3号様式の一般競争参加資格確認通知書又は資格がない場合は別紙第4号様式の通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第10条 整備局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、当該有資格者から、別紙第5号様式の一般競争参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号及びメールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 登録等の状況

2 整備局長は、前項の届出があつたときは、速やかに第7条及び第8条に定める有資格者名簿を訂正するものとする。

(資格の有効期間の延長)

第11条 整備局長は、第9条の規定による通知を行うことができないときは、その通知が行われる日まで、前年度の有資格者を当該年度の有資格者とするものとする。

(資格の取消し)

第12条 整備局長は、有資格者が第5条各号又は第6条各号の一の規定に該当し、有資格者の資格を取り消す必要があると認めるときは、当該有資格者の資格を取り消し、その旨を別紙第6号様式の資格取消通知書により当該有資格者に通知するものとする。

(競争参加資格審査会)

第13条 整備局長は、第4条及び第17条第2項の規定による競争参加者の資格の判定並びに前条及び第17条第5項の規定に基づく資格の取消しの審査を行うときには、競争

参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

- 2 審査会は、整備局に置くものとし、次に掲げる者をもって構成するものとする。  
議長 整備局長  
委員 副局長又は上席企画役、総務課長、業務課長、議長が指名する課長補佐又は係長
- 3 審査会は、議長が招集するものとする。
- 4 審査会は、第3条に規定する定期の審査会を開くほか、必要に応じて審査会を開くものとする。
- 5 審査会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。なお、必要に応じ、持ち回り決裁の方法をもって審査会の議事に代えることができるものとする。
- 6 審査会の事務は、総務課が行う。

（秘密の保持）

第14条 資格の審査に従事する職員は、当該審査において知り得た秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

## 第2章 一般競争

（資格審査項目）

第15条 整備局長は、造林木等の販売契約における一般競争に参加しようとする者について、木材の生産、販売又は加工（木材を生産手段として消費するものを含む。）に関する営業の経験が、2年を超える者に参加資格を与えるものとする。ただし、国有林野参加資格、都道府県の登録条例に基づく木材業者の登録を受けている者及び都道府県、市町村その他の公共的団体による木材業者の証明を有している者はこの限りではない。

（申請に必要な書類）

第16条 整備局長は、第3条の審査を受けようとする者の申請の際には、別紙第7号様式及び別紙第8号様式の申請書類ならびに次表の区分ごとに掲げる添付書類を提出させるものとする。なお、添付書類は、その写しをもって代えることができるものとする。

区分	添付書類
法人	①登記事項証明書 ②納税証明書（その3の3） ③次の各号の資格等を有している場合、その証明書類 （1）国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争に参加する資格 （2）都道府県の登録条例による木材業者の登録 （3）その他都道府県、市町村その他の公共的団体による木材業者の証明
個人	①身元証明書 ②納税証明書（その3の2） ③次の各号の資格等を有している場合、その証明書類。いずれの資格等を有していない場合、営業の経験が2年を超えることを証明する書類。 （1）国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争に参加する資格 （2）都道府県の登録条例による木材業者の登録 （3）その他都道府県、市町村その他の公共的団体による木材業者の証明

(更生手続又は再生手続開始決定者に係る資格の再審査申請)

- 第17条 整備局長は、第4条の規定による有資格者が会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続(以下「更生手続等」という。)の開始の決定をされた場合は、再申請を行わせることができる。
- 2 整備局長は、前項の規定による再申請を受けた場合は、直ちに審査会に諮るものとする。
  - 3 第9条の規定は、前項の再審査の結果を通知する場合について準用する。
  - 4 第2項の規定により有資格者とされた者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。
  - 5 整備局長は、更生手続等の開始の決定をされた者が第1項の再申請を行わない場合は、更生手続等を行った際に有していた資格を取り消すことができるものとする。
  - 6 第12条の規定は、前項の規定により資格を取り消した場合について準用する。

(再審査に必要な書類)

- 第18条 前条第1項の規定により再審査を受けようとする者は、第16条に規定する申請に必要な書類を更生手続等開始の決定以降に作成し、次に掲げる書類を添えて整備局長に提出するものとする。
- (1) 更生手続等開始の決定書の写し
  - (2) 更生手続開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

### 第3章 随意契約

(随意契約登録者名簿)

- 第19条 整備局長は、造林木等の販売を会計規程第40条による随意契約によるときは、特別の事由がある場合を除き、有資格者名簿の書式に準じ、随意契約登録者名簿(別紙第9号様式)を作成し、当該名簿に登録された者と契約を行うものとする。ただし、有資格者名簿に登録された者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができる。
- 2 整備局長は、前項の登録について、原則として別紙第10号様式の申請書に基づき信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認める者につき行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 旧緑資源機構業者等選定要領(平成15年10月1日15緑機達経第139号)第6条に基づき有資格者とされた者は、その有効期間の間は、この要領による有資格者とする。

附 則 (20森林整管第1-720号)

- 1 この要領は、平成20年11月28日から施行する。
- 2 第6条第2項の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約の有資格者とされた者は、平成22年3月31日まで有効とする。

附 則 (20森林整管第1-899号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (21森林整管第1-458号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22森林整管第1-471号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（23森林整管第1-445号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24森林整管第1-283号）

1 この要領は、平成24年11月30日から施行する。ただし、平成25年3月31日までの契約の相手方となる業者の選定については、従前の規定による。

2 第3条第1項第1号及び第4号に定める契約の種類で、平成25年3月31日現在において有資格者であるものは、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで当該資格を有するものとする。

3 前項に係る平成25年4月1日から平成26年3月31日までの定時の審査は行わない。ただし、随時の審査は行う。

附 則（24森林整管第1-482号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（25森林整管第1-289号）

この要領は、平成26年1月31日から施行する。ただし、平成26年3月31日までの契約の相手方となる業者の選定については、従前の規程による。

附 則（25森林整管第1-402号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26森林整管第380号）

この要領は、平成27年2月23日から施行する。ただし、平成27年3月31日までの契約の相手方となる業者の選定については、従前の規程による。

附 則（26森林整管第455号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27森林整管第474号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28森林整管第556号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（29森林整管第333号）

この要領は、平成29年12月5日から施行する。ただし、平成29年度まで有効となる資格審査及び平成30年3月31日までに手続きを開始する入札は、改正前の要領に基づくものとする。

附 則（29森林整管第503号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（31森林整管第111号）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（4森林整管第239号）

この要領は、令和4年10月3日から施行する。ただし、令和4年度まで有効となる資格審査及び令和5年3月31日までに手続きを開始する入札は、改正前の要領に基づくものとする。



別紙第2号様式（第8条関係）

令和 年度～令和 年度 有資格者名簿 （閲覧用）

登録番号	商号又は名称	所在地	電話番号	備考

番 号  
年 月 日

郵便番号  
住 所  
商号又は名称  
代表者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長

印

一般競争参加資格確認通知書（造林木等の販売）

貴殿は、令和 年度から令和 年度における造林木等販売に係る一般競争参加資格の審査の結果、資格があると確認しましたので通知します。

本通知書は森林整備センターの全ての整備局及び水源林整備事務所が行う造林木等販売に係る一般競争に共通して有効です。

---

本通知書は、一般競争入札の際、提示を求められる場合がありますので、大切に保管して下さい。  
申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。  
本通知書受領後に申請内容に変更があつた場合は、登録局に速やかに届け出て下さい。

登録番号 ○○○○



番 号  
年 月 日

申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長

印

通知書

先に審査申請のあった令和 年度～令和 年度に係る一般競争参加資格（造林木等の販売）について、審査の結果、資格がありませんでしたので通知します。

一般競争参加資格審査申請書（造林木等の販売）変更届

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長 殿

資格確認通知書の  
交付年月日・登録番号  
住 所 〒  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日  
第 号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
①住所			
②商号又は名称			
③電話番号			
④代表者氏名			

2 変更事項に係る添付書類等

記載要領

本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること

番 号  
年 月 日

殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長

印

### 資格取消通知書

貴殿は、令和 年 月 日付けで資格確認通知書により、有資格者として通知しましたが、  
今回 の理由により、資格を取り消します。

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長 殿

郵便番号:

住所:

TEL:

FAX:

メールアドレス:

商号または名称:

代表者:

### 一般競争参加資格審査申請書（造林木等の販売）

令和 年度から令和 年度において、貴センターで行われる造林木等の販売契約に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違しないことを誓約します。

別紙第8号様式（第16条関係）

商号または名称： \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

表に収まりきらない場合は必要に応じて任意の様式で別紙として作成してください。

1. 直近一年における木材購入量

立木（令和 年度）	m <sup>3</sup>	素材（令和 年度）	m <sup>3</sup>
-----------	----------------	-----------	----------------

2. 所有機械

名 称	数 量	仕 様	名 称	数 量	仕 様
チェーンソー	台		フォワーダ	台	
フェラーバンチャ	台		スキッダ	台	
ハーベスタ	台		スイングヤーダ	台	
プロセッサ	台		タワーヤーダ	台	
グラップル	台		集材機	台	
林内作業車	台		ラジキャリ	台	
ロングリーチ グラップル	台		その他 ( )	台	

配信申込書

森林整備センターの一般競争入札（造林木等の販売）に関する情報配信を希望します。

事業所名	送付先（メールアドレスまたはFAX番号）	都道府県

随意契約登録者名簿

登録 年月日	登録 番号	名称又は氏名	住 所	電話番号 (FAX番号)	有効期限

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林整備センター ○○整備局長 殿

郵便番号:

住所:

TEL:

FAX:

メールアドレス:

商号または名称:

代表者:

随意契約登録者名簿登録申請書（造林木等の販売）

令和 年度において、貴センターで行われる造林木等の販売の随意契約登録者名簿に登録したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違しないことを誓約します。